入　札　公　告　（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年６月１９日
　　支出負担行為担当官　旭川開発建設部長　佐々木　悟

１　工事概要

（１）工 事 名　鳥沼宇文地区　北６号用水路東４線東工区工事（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）

（２）工事場所　北海道空知郡中富良野町

（３）工事内容

本工事は、国営施設応急対策事業「鳥沼宇文地区」の事業計画に基づき、用水路Ｌ＝０．３１ｋｍを改修するものである。

北６号用水路の当該地点は富良野盆地に位置する水田地帯で、現地は泥炭層である。

工事延長　Ｌ＝３０７ｍ

【主要工種】	【細目】	【数量】
用水路工		
管水路工	ＦＲＰＭφ１５００～１６５０ｍｍ	Ｌ＝３０７ｍ
通気施設工		１箇所

（４）工　　期　令和８年８月２０日以降（予定）から令和９年３月１７日まで

（５）施工上の制約事項等

用水路工は、落水後（９月上旬以降）の施工を想定。なお、No.41+79.35～No.43+78.99区間は工事使用地の作物収穫後（水稲:９月下旬予定）のため、１０月上旬以降の施工を想定している。

（６）本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

（７）本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

（８）本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）提出の際に、申請書のみを受領し、入札時に競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び当該工事の留意事項（以下「施工計画」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ｉ型）の試行工事である。

（９）本工事は、入札書と資料、施工計画の同時提出を行う工事である。

⑽ 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実

に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(11) 本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監査・検査等の強化を行う試行工事である。

(12) 本工事は、若手技術者育成型の試行工事である。

(13) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(14) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

(15) 総価契約単価合意方式の適用

ア　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等を合意することとする。

イ　本方式の実施方式としては、

（ア）単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。（イ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

（イ）包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議開始の日から 14 日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

ウ　受注者は、包括的単価個別合意方式を選択したときは、契約締結後 14 日以内に、発注者が契約締結後に送付する包括的単価個別合意方式希望書に、必要事項を記載の上、発注者に提出するものとする。

エ　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

(16) 本工事は、契約締結後に施工方法等の技術提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

(17) 本工事は、ＩＳＯ９００１認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。

(18) 本工事は、発注者から工事費内訳書を配布する試行工事である。

(19) 本工事には、入札不調・不落札に伴い手続きを取り止めた工事内容を含む。

(20) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費、運搬費、準備費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合や積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営　繕　費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

運　搬　費：建設機械の運搬費
準　備　費：伐開・除根・除草費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(21) 本工事は、配置予定登録基幹技能者・建設マスターを審査し、評価する試行工事である。
本工事における登録基幹技能者等の活用職種は、以下のとおりとする。

・　登録基幹技能者：「機械土工」とする。
・　建設マスター　：「建設機械運転工」とする。

(22) 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する工事の対象工事（受注者希望型）である。

(23) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事（主たる工種が屋外作業）である。

(24) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。

(25) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

(26) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(27) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。

(28) 本工事は、受注者の発案によるインフラ分野のＡＩ活用に資する取組を推進する「北海道インフラ分野のＡＩ活用」試行対象工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

（１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること（共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること。）。

（２）単体として北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の決定をＡ等級、Ｂ等級若しくは格付特例Ｂ等級（令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格において、競争環境の変化の経過措置として認められた格付特例をいう。以下同じ。）として受けていること、又は経常建設共同企業体としてＡ等級の決定を受けていること。ただし、Ｂ等級又は格付特例Ｂ等級の者が競争に参加する場合は、「一般土木」の技術評価点数が７６０点以上であること。

また、経常建設共同企業体で上記の一般競争（指名競争）参加資格の決定をＡ等級として受けており、かつ、経常建設共同企業体として旭川開発建設部に競争参加を希望している者は、単体として参加できない（経常建設共同企業体の他の構成員が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたことにより、経常建設共同企業体として参加できない場合を除く。）。

なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）平成２３年度以降から公告開始日時点において、次のア又はイの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の場合は、当該共同企業体として、又は構成員のいずれか１社が施工実績を有すること。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が、北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、旭川開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ア〔同種性が認められる工事〕

農業用用水路の管水路工事の施工実績を有すること

イ〔より同種性の高い工事〕

口径が９００ｍｍ以上の農業用用水路の管水路工事の施工実績を有すること

（５）施工計画が適正であること。

① 管布設における施工又は品質管理に関する留意事項（安全管理に関する事項除く）

② 冬期施工時における、凍結による現場内での転倒事故防止に関する留意事項

（6）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できる技術者であること。また、建設業法第 26 条第３項本文及び建設業法施行令第 27 条第１項に該当する場合は当該技術者は専任でなければならないが、建設業法第 26 条第３項第１号の要件を全て満たす場合には他の工事と、建設業法第 26 条の５第１項の要件を全て満たす場合には営業所技術者又は特定営業所技術者と兼務することができる。兼務に関する詳細は関係法令等によるものとする。なお、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。また、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督職員と打ち合わせにおいて定める。

受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、監督職員との協議により主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が上記の資格を有する者を配置するこ

ととし、その他の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

イ　平成２３年度以降から公告開始日時点において、上記（４）に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者又は監理技術者が上記（４）に掲げる工事の経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が、北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

（７）申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和 60 年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと（共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること。）。

（８）次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。

なお、単年度の受注実績しかない場合は、その年度の工事成績評定点の平均点とし、ア又はイに掲げる受注実績がない単体又は共同企業体の構成員の工事成績評定点は６５．０点とする。

ア　単体

北海道開発局発注工事で、令和５年度及び令和６年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均点が６５．０点以上であること。

また、当該年度の受注実績がない場合は、令和３年度及び令和４年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均点が６５．０点以上であること。過去４年度の受注実績がない場合は、令和元年度及び令和２年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均点が６５．０点以上であること。過去６年度の受注実績がない場合は、平成２９年度及び平成３０年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均点が６５．０点以上であること。過去８年度の受注実績がない場合は、平成２７年度及び平成２８年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均点が６５．０点以上であること。

イ　共同企業体

北海道開発局発注工事で、令和５年度及び令和６年度に完成した工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で６５．０点以上であること。

また、当該年度の受注実績がない構成員は、令和３年度及び令和４年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均点を採用し、全構成員の平均点で６５．０点以上であること。過去４年度の受注実績がない構成員は、令和元年度及び令和２年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均点を採用し、全構成員の平均点で６５．０点以上であること。過去６年度の受注実績がない構成員は、平成２９年度及び平成３０年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均点を採用し、全構成員の平均点で６５．０点以上であること。過去８年度の受注実績がない構成員は、平成２７年度及び平成２８年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均点を採

用し、全構成員の平均点で６５．０点以上であること。

（９）当該工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと（共同企業体の場合は、当該者を構成員に含まないこと。）。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと（入札説明書参照）。

(11) 北海道内に本工事を施工するために必要な建設業許可を受けている本店が所在すること（共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が北海道内に本店が所在し、その他の構成員については北海道内に本店、支店又は営業所が所在すること。）

(12) 同一の有資格者が、単体と共同企業体等の構成員、又は複数の共同企業体等の構成員として重複して申請書を提出することはできない。

(13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(14) 本工事は、建設業法第 26 条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「監理技術者（専任特例２号）」という。）の配置を認めない。

３　総合評価落札方式に関する事項

（１）総合評価の方法

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式である。

ア　入札説明書に示した競争参加資格を満たしている場合に、標準点１００点を付与する。

イ　資料に示された実績、施工計画により最高３５.５点の「加算点」を与える。

評価項目は次のとおり。

（ア）企業の施工能力に関する事項

（イ）配置予定技術者の能力に関する事項

（ウ）賃上げの実施表明

ウ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～１５点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目は次のとおり。

（ア）品質確保の実効性

（イ）施工体制確保の確実性

エ　得られた「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件、入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

（２）落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。入札価格が予定価格の制限の範囲内である者の「標準点」に「加算点」及び「施工体制評価点」を加えた点数をその入札価格で除して評価値を算出する。評価値が、標準点（１００点）を予定価格で除した数値を下回らない者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

４　入札手続等

（１）担当部局

〒０７８－８５１３　北海道旭川市宮前１条３丁目３番１５号

北海道開発局旭川開発建設部 契約課 工事入札スタッフ 上席専門官

電話０１６６－３２－２９０７

（２）入札説明書及び見積りを行うために必要な公示用設計書並びに図面等の交付期間及び交付方法

令和８年６月１９日から令和８年７月１４日までの行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、９時 00 分から 18 時 00 分（最終日は入札書受付締切予定時刻である 12 時 00 分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、入札説明書等を記録するためのＣＤ－Ｒ及び返信用封筒（表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手を貼った角形２号封筒とする。）を同封し、上記４（１）へ書留郵便又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

（３）申請書及び資料の提出期間及び提出方法

ア　申請書

令和８年６月１９日９時 00 分から令和８年６月２９日 12 時 00 分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。

イ　資料及び施工計画

４（５）【入札日時】に同じ。

提出方法については入札説明書参照。

（４）入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

令和８年６月１９日から令和８年７月１４日まで（利付国債の提供の場合は令和８年６月３０日まで）、下記提出先へ持参、書留郵便（提出期間内必着）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

提出先　〒０７８－８５１３　北海道旭川市宮前１条３丁目３番１５号

北海道開発局旭川開発建設部 契約課長補佐

（５）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和８年７月１４日 12 時 00 分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。

開札は、令和８年８月１９日 10 時 00 分から、北海道開発局旭川開発建設部３階第２会議室にて行う。

５　その他

（１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行旭川代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局旭川開発建設部）又は銀行等の保証（取扱官庁　北海道開発局

旭川開発建設部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行旭川代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局旭川開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北海道開発局旭川開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

（３）入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする

（４）落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記３（２）に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

（５）契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。

（６）配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、コリンズ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、資料の差し替えは認められない。

（７）専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

（８）契約書作成の要否　要。

（９）開札後に施工体制の確認に関してヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口　上記４（１）に同じ。

(11) 一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２（２）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も上記４（３）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 受注者の責めにより、評価内容を遵守することができない場合は、工事成績評定点から減点する。

(13) 本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。

(14) 競争参加資格の地域要件又は総合評価に関する事項において、支店又は営業所（以下「営業所等」という。）を設定している工事について、営業所等が所在することにより競争参加資格を有した者又は総合評価に関する事項において評価された者に対して、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。

なお、建設業法上、営業所等の専任技術者は、所属営業所等に常勤していることが原則であることから、提出された資料を基に、建設業許可行政庁に照会することがある。

(15) 詳細は、入札説明書による。